

オリーブの会通信

2023年2月

発行：KHJ 香川県オリーブの会

〒760-0043 高松市今新町4番地20

連絡先 TEL 087-802-2568

<http://khj-olive.com/>



新年も早月が変わり2月となりました。新型コロナウイルス感染は既に3年を経て、今なお収束の見通しが立っていません。しかし行動制限も緩和された新型コロナと社会経済活動の両立で国際社会も急速に動き出しており、他方では感染拡大状況が日々報道されています。

私たちの会の活動も突き詰めれば生命（いのち）を守るということであると考えますが、現下のコロナの世界規模での感染状況、対策、効果を視るときある面で共通する感を持ちます。

「国の重層的支援体制整備事業」に基づき、高松市が2022年度から「地域共生社会」実現を目指し事業の開始がなされ同市の広報紙（月刊）「広報 高松」11月号からシリーズで毎回（本年3月頃までの予定）事業内容を丁寧に説明されていることを前号に記載しました。

早速、ある方から相談を持ちかけた事例についてその経緯と現状をお聴きする機会がありました。

当事者は高齢特有の認知症を有する一人親を介護するため仕事を辞め数年間懸命に在宅介護に取り組んできたものの、やがて親は亡くなり今度は自分自身が社会との接触を断ちひきこもり状態にあるとのことでした。

当事者を訪ねてチャイムを幾ら鳴らしても応答がない上、夜間に訪ねても部屋の明かりが一切感じられない実状に当面すると訪問者は「もしかして」という最悪の状態が頭をよぎり不安に苛まれると言われます。

数ヶ月前から訪問を含め対応下さっている機関の方もまた、ほぼ同様の経験をしているとのことで、電話を掛けても出してもらえず支援の足掛かりができないとのことでした。

この膠着した状況を打開するため関係する複数の機関からなる本事案の対策会議が開かれたが現状打開の決め手となる具体的な対応策は残念ながら決めることができなかったということです。

私たちの生きる地域社会は「人の生存確認」という最低限の実状把握でさえ容易にはできないのが実態です。

ひきこもりの支援、地域で共生していくための活動（行動）において実のある成果を挙げるためには対象者の沿革について理解がなければできないと言えます。今回の問題もそうですが折角の協議会が開かれても、「個人情報保護法」の観点から終了後に配布資料は全て回収がされたとのこと。命を優先していくための業務・活動に対しては適用除外の規定を設ける必要があるのではないかとお聞きしながら思われました。

当事者の住宅の前に住むご近所さんが、「そのお家は誰も住んではいませんよ。ヒトはいません。」と確信をもっておっしゃる程に、自らの存在感を消して生きている・生きざるを得ないのはなぜ・・・今回、お話しを聴きながら、ある相談員がご自分の支援対象者の自死を聴いた時の「なぜ死んだんだー」という悲痛な叫び声が蘇りました。

第 246 回月例会ご案内



日 時	2023 年 2 月 23 (木・祝祭日) 13 : 30～16 : 30 (受付 : 13:00～)
場 所	香川県社会福祉総合センター 6階 (第1・2研修室) 〒760-0017 高松市番町 1 - 10 - 35 Tel : 087-835-3334 *1月、2月、3月は、都合で場所が変わっています。
内 容	☆一部 13:30～ 会からの諸報告 13:40～ これからの「オリーブの会」をどのようにしていくかについて共に語り合うこととします。 時代の変化に適応した会の運営方法・組織・人事面など全てに渡り一緒に自由に語り合い考えることができると願っています。 ☆二部 (第一部終了後 10 分程度休憩 の後) 15:20～16:30 グループ別 話し合い

第 247 回月例会ご案内

日 時	2023年3月26(日) 13:30~16:30 (受付:13:00~)
場 所	香川県社会福祉総合センター 6階 第1・第2研修室 〒760-0017 高松市番町1-10-35 Tel:087-835-3334 *1月、2月、3月は、都合で場所が変わっています。
内 容	☆一部 13:30~ 会からの諸報告 13:40~ 「空蟬(うつせみ)の家」NHK 放映番組の視聴 *視聴収録番組の内容については、下段「視聴するDVDの内容」を参照 ☆二部(第一部終了後10分程度休憩の後) 15:30~16:30 グループ別 話し合い

視聴するDVD 「空蟬(うつせみ)の家」の内容」「空蟬(うつせみ)の家」

・神奈川にある住宅街の一軒家。ゴミ屋敷と化していたこの家で一人の男性が遺体で発見された。男性は30年以上にわたってひきこもっていた伸一さん(享年56)だった。誰もいなくなった家には、伸一さんの亡き父親が長年つけていた日記も残されていた。つづられていたのはどこにでもある家族の日々。しかし、ある時から父親は伸一さんを「まるで空蟬のようだ」と記すようになる。家族に何があったのか。この家の記憶をたどる。

KHJ 香川県オリーブの会 女子会&家族会 in 三豊

開催(月例)日時 : 2月14日(火)(松岡先生を囲んでココカラ庵つわぶきを兼ねる)

*13:30 ~ 15:30

場所: 三豊市たかせ人権福祉センター (高瀬町) 場所の案内のみ可能 (0875) 72-2501

〒767-0011 三豊市高瀬町下勝間 430-1

(三豊市役所庁舎とは国道11号線を挟んで反対方向にあります。)

お知らせ

【諸会等の予定】

(相談窓口・傾聴サロン)



内 容	月	日	曜	時 間	担 当
ひきこもり電話相談窓口 (来所相談も可) ※先ずは☎ 087-802-2567 をお待ちしております - 第5土曜日は全て休みです -	2	4、11 18、25	土	10:00~16:00	加藤ほか
	3	4、11 18、25	土	10:00~16:00	加藤ほか

ひきこもり当事者傾聴サロン ※連絡先：☎ 087-802-2567 — 第1・3土曜日に行います —	2	4、18	土	13：00～16：00	サポーター登録者・平野
	3	4、18	土	13：00～16：00	サポーター登録者・平野

(注) 初めて参加される方は、(☎ 087-802-2568) オリーブの会まで、お電話ください。

(運営委員会等)

内 容	月	日	曜	時 間	摘 要
第 11 回運営委員会	2	18	土	13：30～16：30	
第 12 回運営委員会	3	18	土	13：30～16：30	
第 1 回運営委員会	4	22	土	13：30～16：30	第 4 土曜日
第 2 回運営委員会	5	20	土	13：30～16：30	
第 3 回運営委員会	6	17	土	13：30～16：30	

「ひきこもり基本法」の制定に関して

私たちは、「ひきこもり基本法」の早期制定の実現を目指すことを 2021 年と 2022 年の全国大会と総会で宣言・決議をしました。

- ・私たち KHJ 全国ひきこもり家族会連合は、その機運が高まったこの時期に一致団結して成立を実現しないと二度とチャンスは巡ってこないのではないかと思います。

いつまでも、制定の必要性の有無について議論することに終止符を打ち、制定実現をどうすればできるか、そのことに集中して欲しいと願います。

- ・全国の KHJ の支部の発行機関誌で基本法の早期制定について訴え続けている記事を読むと大変な励ましをいただきます。

- ・折しも 2023 年 1 月 KHJ 本部から基本法の必要性について下記の文書が全国の各支部宛に送付されました。是非お読み下さい。

- ・私たち「香川県オリーブの会」も一致して基本法の早期成立を目指して邁進しましょう。

—本部送信文—

「ひきこもり基本法」が何故必要なのか



・「ひきこもり」に特化した支援法が現状で存在しない

⇒ひきこもり支援に対する理解の地域格差の拡大、制度の狭間によるサービス格差が生じている。

⇒当事者とその家族を支援してきた KHJ は法律制定へ向け力を入れた活動を継続する。

⇒「ひきこもり」は自己責任でも家族責任でもない、「誰にでも起こりうる事象」であることを社会に訴え続ける必要がある。

・「生き続けるための法制化」

⇒当事者の「ひきこもりだけど自死を選ばず生きている」という苦しみながらも力強い声が発せられる限り、生きることを「決めた」当事者たちの生存権を保障するものである。当事者たちの意思決定を、家族をはじめとする支える者たちの揺れ動く精神面を法律から支援するものである。

・「誰もがふるい落とされない」こと

⇒日本社会は「社会的包摂」を掲げるならば、学校や社会生活における「選別」でふるい落とされた者への受け皿を整備しなくては状況が悪化するだけである。

「もう一度社会に出たい」という灯を消してはいけない。

・「基本法」の重点的要素

⇒公的支援の拡充（経済的な社会保障での支援）

※8050 問題、コロナ禍で経済的支援は「生きるために必要」な誰に対しても身近なもの。

⇒専門職の協働体制を拡充

※病気や障害を発見する医療職、相談援助・生活支援に関わる福祉職、就労をサポートするキャリアコンサルタントなど、「多種多様な課題」には「多種多様な専門職」の協働で当事者と家族に関わり伴走することが孤立を防ぐことに繋がる。

⇒実態調査と継続的な助成の必要性

※「どれくらい的人数が、どのような課題を抱えているのか」実態調査をすることで、ニーズが視覚化される。

しかし社会情勢など変化が多い中、「ひきこもり」状況の早期発見するための調査を継続する資金も必要で、適切な解を出すためには理解ある機関からの継続的な助成が必要とされる。

⇒「ひきこもり」状態の早期対応、啓発活動

※状況に陥る前に。義務教育における環境整備と「生きづらさ」のためのメンタルヘルスマネジメントが必要である。どのような生活状況でも、どのような病気を抱えていても「偏見をつくらない」正しい知識を得ること、関わりの中の気づきが「受け入れる」ための大切なアクションである。

「誰にでも起こりうる」ということを社会に普及できれば、他人事として捉えることも距離を置くことも減らすことが可能になる。

⇒家族支援の重要性

※家族は当事者の一番身近な「支援者」である。本人の孤独感や辛さを目の当たりにしている家族に対して手厚い支援も必要である。

「共倒れ」になることを防ぐためにも、家族が家族会や支援機関でリカバリーをし、それが本人の間接的な支援に繋がることを重要視すべきである。

医療機関では本人が受診せず、家族がカウンセリングなど受けた場合は自費になる。派生された課題で支援を必要としている場合の社会保障について国はシステムの見直しをする必要がある。

おわり